

避難情報の種類と避難行動の基準

災害により被害が拡大するおそれがあり、市民への危険が迫った時には、状況に応じて段階的に市から避難情報が発令されます。

市から発令される情報	説明	市からの呼びかけ	市民がとるべき行動
避難準備・高齢者等避難開始	・災害の発生する危険性が高まった状況であり、高齢者等、特に避難行動に時間を要する人が避難行動を開始しなければならない段階です。	・〇〇地区に「避難準備・高齢者等避難開始」が発令されました。 ・避難に時間のかかる方と、その避難を支援する方は、避難を開始してください。 ・それ以外の方は、避難の準備を開始してください。	・避難に時間のかかる方（お年寄りの方、体が不自由な方、小さな子供がいらっしゃる方など）と、その避難を支援する方は、避難行動を開始してください。 ・上記以外の方は、家族等の連絡、非常持出品の用意等、避難準備を開始してください。
避難勧告	・被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断された場合に発令されます。避難のための立ち退きを勧め、促す段階です。	・〇〇地区に「避難勧告」が発令されました。 ・速やかに避難を開始してください。 ・外が危険と判断した場合は、室内の高いところに避難してください。	・速やかに避難を開始してください。 ・外が危険と判断した場合は、室内の高いところに避難してください。
避難指示（緊急）	・災害の危険が目前に切迫している場合に発令されます。「勧告」よりも拘束力が強く、緊急に避難を完了する段階です。	・〇〇地区に「避難指示」が発令されました。 ・未だ避難していない方は、緊急に避難してください。 ・外が危険と判断した場合は、室内の高いところに緊急に避難してください。	・緊急に避難を完了してください。 ・外が危険と判断した場合は、室内の高いところに緊急に避難してください。

避難情報の伝達方法

「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」「避難指示（緊急）」は、下の図のような経路で市民の皆さんに伝達されます。避難情報が、どこからくるのか確認しておきましょう。

